

18文科初第592号
雇児発第0908002号
平成18年9月8日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会 殿
各指定都市・中核市市長
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

文部科学省初等中等教育局長

銭 谷 眞 美

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

大 谷 泰 夫

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な
提供の推進に関する法律等の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）をはじめとする以下に掲げる法令等が公布され、平成18年10月1日から施行されることとなりました。

これらの法令等の内容及びその施行に際し留意すべき事項は下記のとおりですので、各都道府県知事、各都道府県教育委員会及び各指定都市・中核市市長におかれましては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

(法律)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

(政令)

児童福祉法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第261号）

(省令)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号）

幼稚園設置基準の一部を改正する省令（平成18年文部科学省令第34号）

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第155号）

(告示)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成18年文部科学省・厚生労働省告示第1号）

記

第1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係

1 趣旨及び概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下単に「法」という。）は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資するよう、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じるものであること。

具体的には、

幼稚園及び保育所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援事業を行うものは、認定こども園の認定を受けることができることとし、当該認定の基準は、文部科学大臣と厚

生労働大臣とが協議して定める基準を参酌して都道府県の条例で定めること
認定こども園に関する特例として、認定こども園である保育所について、保護
者と施設の直接契約による利用となるよう児童福祉法(昭和 22 年法律第 164
号)の特例を規定するとともに、幼稚園と保育所とが一体的に設置される認定
こども園について、その幼稚園及び保育所の設置者が学校法人又は社会福祉法
人のいずれであっても、児童福祉法及び私立学校振興助成法(昭和 50 年法律
第 61 号)に基づく助成対象とできるよう、これらの法律の特例を規定するこ
と

等について定めるものであること。

2 総則関係

(1) 目的

法は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環
境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様な
ものとなっていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚
園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保
護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって
地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とす
るものであること(法第 1 条)。

具体的には、我が国の就学前の子どもに対する教育及び保育は、幼稚園と保
育所により担われてきているが、以下のような近年の教育及び保育に対する需
要の多様化に地域の実情に応じて柔軟に対応することを目的とするものである
こと。

保護者が就労している場合には保育所、就労していない場合には幼稚園を利用
することとなり、保護者の就労の有無で利用施設が限定されるため、就労
形態が多様化する中で、就労を中断又は再開する場合に同一の施設を継続し
て利用することができない。

少子化の進行により子どもや兄弟の数が減少する中で、子どもの健やかな成
長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会が不足しており、地域によっ
ては、幼稚園、保育所それぞれでは子どもの集団が小規模化するとともに、
運営面から見ても効率的でない状況がある。

都市部を中心に多くの待機児童が存在する中で既存施設の有効活用による待
機児童の解消が求められている。

核家族化の進行や地域の子育て力の低下を背景に、幼稚園にも保育所にも通
わず、家庭で 0 ~ 2 歳の子どもを育てている者への支援が大きく不足してい
る。

(2) 用語の定義

法における用語の定義として「保育所等」とは、保育所又は児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（以下「認可外保育施設」という。）をいうが、この認可外保育施設には以下の施設は含まれないこと（法第2条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（以下単に「施行規則」という。）第1条）。

1日に保育する子どもの数が5人以下の小規模施設

事業所内保育施設

事業者が顧客のために設置する施設

親族間の預かり合い

半年を限度に臨時に設置される施設

また、法における「子育て支援事業」とは、以下の事業をいうものであること（法第2条第6項及び施行規則第2条）。

親子が相互の交流を行う場所を開設する等により、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業

家庭に職員を派遣し、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業
子育て支援を希望する保護者と、子育て支援を実施する者との間の連絡及び調整を行う事業

地域の子育て支援を行う者に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

3 認定こども園に関する認定手続き等関係

(1) 認定こども園の認定

幼稚園及び保育所等のうち、

就学前の子どもに対する教育及び保育を提供する機能、すなわち保育に欠ける子どもも、欠けない子どもも受け入れて教育及び保育を一体的に提供する機能

地域における子育て支援を行う機能、すなわちすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場等を提供する機能を備える施設は、都道府県知事（施行規則第3条に規定する場合においては、都道府県の教育委員会。以下認定権者としての都道府県知事について同じ。）から認定こども園の認定を受けることができること。

具体的には、幼稚園、保育所等の施設が単独でその機能を拡充することにより、こうした機能を備える場合には法第3条第1項の規定による認定を、幼稚園と保育所等という異なる機能を有する二つの施設が連携することにより、相

互に不足する機能を補完する場合には法第3条第2項の規定による認定を受けることができることとし、地域の実情に応じて選択が可能となるよう以下の類型を認めるものであること。

幼保連携型認定こども園

幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう（法第3条第2項第1号）。

）当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

）当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

幼稚園型認定こども園

次のいずれかに該当する施設をいう。

）幼稚園教育要領（平成10年文部省告示第174号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園（法第3条第1項第1号）

）幼稚園及び認可外保育施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの（法第3条第2項第1号）

イ 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

保育所型認定こども園

児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所（法第3条第1項第2号）

なお、この場合における保育に欠ける幼児以外の満3歳以上の子どもの保育については、その保育所が所在する市町村における保育の実施に対する需要の状況に照らして、その保育所の認可権者及び当該市町村の意見を考慮し

て都道府県知事が適当と認める数の子どもに限られるものであること。

地方裁量型認定こども園

児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満 3 歳以上の子どもを保育し、かつ、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第 78 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設（法第 3 条第 1 項第 2 号）

いずれの類型も、次に掲げる要件に適合している場合に認定こども園の認定を受けることができるものであること。

子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと（法第 3 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 2 号）

文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること（法第 3 条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 3 号）

なお、この認定の基準を都道府県が条例で定める際には、都道府県知事は、条例案について教育委員会の意見を聞かなければならないこと（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条）。

また、都道府県が設置する施設は、都道府県知事による認定の対象とならないが、認定を受けた施設と同様の機能を有するものについては、都道府県知事が公示することとし、この公示が行われた施設については、認定を受けた施設と同様に認定こども園として取り扱うものであること（法第 3 条第 3 項及び第 6 条第 2 項）。

(2) 認定権者

認定こども園は教育及び保育を一体的に提供する機能を備える施設であることから、認定こども園の認定は、地方自治体において教育及び保育の双方を統括する都道府県知事が行うことを原則としていること。ただし、以下の場合には、教育及び保育の双方を教育委員会が統括していると考えられることから、都道府県の教育委員会が認定その他の法に基づく都道府県知事の権限を行うものであること（法第 3 条第 1 項及び施行規則第 3 条）。

保育所に係る認可その他の処分をする権限に係る事務を都道府県の教育委員会に委任している場合

保育所に係る認可その他の処分をする権限に係る事務を都道府県の教育委員会の職員が補助執行していることその他の当該都道府県における幼稚園及び保育所に関する事務の執行等の状況に照らして当該都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行うことが適当と認めてその旨を定めた場合

(3) 認定の申請

認定こども園の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る施設が認定要件に適合していることを証する書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと（法第4条第1項及び施行規則第4条）。

設置者の氏名又は名称及び住所（設置者が法人である場合は、その代表者の氏名）

施設の名称及び所在地

施設において保育する保育に欠ける子どもの数（満3歳未満の者と満3歳以上の者の数に区分する）

施設において保育する保育に欠けない子どもの数（満3歳未満の者と満3歳以上の者の数に区分する）

認定を受ける施設について、幼稚園、保育所又は認可外保育施設の別
認定こども園の名称

認定こども園の長となるべき者の氏名

教育及び保育の目標並びに主な内容

認定こども園が実施する子育て支援事業

認定要件に適合していることを証する書類については、職員配置、職員資格、施設設備、教育及び保育の内容、子育て支援、管理運営等、都道府県の認定基準に定める認定要件に適合していることを証する書類を添付するものであること。

なお、法第3条第2項に規定する幼保連携施設については、当該幼保連携施設を構成する幼稚園と保育所等の設置者が異なる場合には、これらの設置者が共同して申請しなければならないこと（法第4条第2項）。

(4) 認定の有効期間

保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行うことを前提に、その保育所の認可権者及び当該市町村の意見を考慮して、都道府県知事は当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内の有効期間を定めるものであること（法第5条第1項）。

この有効期間の更新を受けようとする者は、認定の有効期間が満了する日の30日前までに、都道府県知事に対して、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者名、施設の名称及び所在地を記載した申請書を提出しなければならないこと（法第5条第2項及び施行規則第5条）。

この認定の有効期間の更新の申請書の提出があったときは、認定こども園と

しての安定的な利用を確保する観点から、都道府県知事は、地域における保育の実施に対する需要の状況に照らし、当該保育所が認定こども園として保育に欠けない子どもに対する保育を引き続き行うことにより保育の実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、認定の有効期間を更新しなければならないこと（法第5条第3項）。

なお、この認定の有効期間が設定されるのは、保育所型認定こども園のみであり、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園には設定されないこと。

(5) 認定こども園に係る情報の提供等

都道府県知事は、地域の子育て家庭が認定こども園に関する情報を得ることができるよう、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、認定の申請書に記載された事項及び当該施設における教育保育概要の周知を図るものであること（法第6条第1項）。

教育保育概要の具体的内容は、申請書の記載事項である「教育及び保育の目標並びに主な内容」や「認定こども園が実施する子育て支援事業」のほか、園児の1日の活動内容や、利用料、施設の概要（職員配置、施設設備等の概要、学級数）であること。

また、地域住民が認定こども園を容易に区別できるよう、認定こども園の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、認定こども園である旨の表示をしなければならないこと（法第6条第2項）

(6) 変更の届出

認定こども園の設置者は、認定の申請書の記載事項及び教育保育概要を変更する場合には、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならないが、都道府県知事は、この届出があったときは、その内容の周知を図るものであること（法第7条第1項及び第2項）。

ただし、以下のような軽微な変更についてはこの届出の対象から除かれるものであること（法第7条第1項及び施行規則第6条）。

「保育に欠ける子どもの受入枠」及び「保育に欠けない子どもの受入枠」の変更のうち都道府県知事が定める範囲内で行う若干名の変更（幼稚園又は保育所等の定員の変更を伴うものを除く）

教育保育概要として周知された事項のうち都道府県知事が定める事項の変更

(7) 報告の徴収

都道府県知事が、認定こども園の運営状況を的確に把握できるよう、認定こども園の設置者は、毎年、都道府県知事の定める日までに、以下に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならないこと（法第8条第1項及び施行規則第7条）。

報告年月日の前日において保育している保育に欠ける子どもの数及び保育に

欠けない子どもの数（満3歳未満の者の数と満3歳以上の者の数に区別する。）

認定要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

教育保育概要を確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

また、都道府県知事は、認定こども園の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、その設置者に対し、認定こども園の運営に関し必要な報告を求めることができること（法第8条第2項）。

(8) 名称の使用制限

認定こども園でないものは、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならないこと（法第9条）。この名称の使用制限に違反した者は、30万円以下の罰金に処せられること（法第16条）。

(9) 認定の取消し

都道府県知事は、以下のいずれかに該当するときは、認定こども園の認定を取り消すことができること（法第10条第1項）。

認定こども園が法第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき

認定こども園の設置者が法第6条第2項の規定による認定こども園である旨の表示をしていないとき

認定こども園の設置者が法第7条第1項の規定による変更の届出を行わなかったとき又は当該変更について虚偽の届出を行ったとき

認定こども園の設置者が法第8条第1項又は第2項の規定による運営状況に関する報告を行わなかったとき又は虚偽の報告を行ったとき

認定こども園の認定を受けた私立保育所の設置者が、

）法第13条第3項の規定による保育に欠ける子どもの受入れ状況に関する報告を行わなかったとき又は虚偽の報告を行ったとき

）法第13条第6項の規定による保育料の届出を行わなかったとき又は虚偽の届出を行ったとき

）法第13条第7項の規定による保育料の変更命令に従わないとき

認定申請書に虚偽の記載を行うなど、認定こども園の設置者が不正の手段により認定を受けたとき

その他認定こども園の設置者が学校教育法、児童福祉法、私立学校法（昭和24年法律第270号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）若しくは私立学校振興助成法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき

都道府県知事は、認定こども園の認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならないこと（法第10条第2項）。

また、都道府県知事は、都道府県が設置する認定こども園が法第3条第1項

各号又は第2項各号に掲げる要件を満たさなくなると認めるときは、同条第3項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならないこと（法第10条第3項）。

(10) 関係機関の連携の確保

認定こども園の認定は、その対象である幼稚園、保育所及び認可外保育施設に関する学校教育法又は児童福祉法の規定に基づく認可や指導監督とはその趣旨を異にするものであるが、こうした認可や指導監督の権限を有する者は、これらの施設の設置や運営に関し、都道府県知事が行う認定やその取消しに係る判断の基礎となる情報を有していることから、都道府県知事が認定に関する権限を適切に行使できるよう、認定やその取消しを行おうとするときは、あらかじめこうした認可や指導監督の権限を有する地方公共団体の機関に協議しなければならないこと。ただし、当該施設の認可や指導監督の権限を有する者が認定こども園の認定権者である場合には、この協議は要しないものであること（法第11条第1項）。

また、認定こども園に関する事務を円滑かつ適正に実施していくためには、就学前の子どもに関する教育及び保育に関する事務を行う地方公共団体の長及び教育委員会が相互に緊密な連携を図りつつ協力しなければならないものであること（法第11条第2項）。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の3第2項においては、地方公共団体の執行機関相互の連携が規定されているが、就学前の子どもに関する教育、保育等を一体的に提供する新たな枠組みである認定こども園制度の実施に際しては、教育行政と福祉行政の壁を越えた密接な連携を図る必要性が高いことから、特にこうした規定が置かれていることに配慮されたいこと。

4 学校教育法の特例

認定こども園の認定を受けた幼稚園については、園児に対する教育及び保育の提供とともに、満3歳未満の子どもなど園児以外の子どもとその保護者に対する子育て支援事業を幼稚園の本来的な業務として行うものであることから、学校教育法の関係する規定について所要の読替えを行うものであること。

5 児童福祉法等の特例（保育所の利用手続き等に関する特例）

(1) 趣旨

現在、「保育に欠ける子ども」による保育所の利用は、市町村と利用者の契約により行われているが、幼稚園を始め認定こども園の認定対象となり得るその他の施設の利用は、利用者と施設の直接契約により行われており、認定こども園は「保育に欠ける子ども」とそれ以外の子どもがともに利用する施設であ

ることから、利用者にとって分かりやすい利用手続きとなるよう、認定こども園の認定を受けた保育所の利用について、「保育に欠ける子ども」の利用も含め利用者と施設の直接契約によることとするものであること。

(2) 認定こども園である公立保育所に関する特例

一般の保育所においては、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定により、一の保育所について入所を希望する「保育に欠ける子ども」が多数に上る場合には、当該保育所に入所する子どもの選考を行うことができるが、法第 3 条第 1 項の認定を受けた市町村立保育所又は同項各号に掲げる要件に適合しているものとして同条第 3 項の規定による公示がされた都道府県立保育所については、「保育に欠ける子ども」と「保育に欠けない子ども」をともに受け入れることから、一の保育所について入所を希望する「保育に欠ける子ども」及び「保育に欠けない子ども」が入所することにより、当該保育所における適切な保育の実施が困難となる場合には、当該保育所に入所する子どもを公正な方法により選考することができること（法第 13 条第 1 項による児童福祉法第 24 条第 3 項の読替え）。

この選考については、法第 6 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事により周知された認定こども園の「保育に欠ける子ども」及び「保育に欠けない子ども」の受入枠に対する利用者の信頼を確保するため、当該保育所への入所を希望する「保育に欠ける子ども」から法第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる数の子どもを、当該保育所への入所を希望する「保育に欠けない子ども」から同項第 4 号に掲げる数の子どもを選考することにより行うものであること。このように「保育に欠ける子ども」の入所が優先するものではなく、「保育に欠けない子ども」の受入枠の存在は、児童福祉法第 46 条の 2 における「保育に欠ける子ども」の入所を拒む正当事由となるものであること（児童福祉法施行規則第 24 条の 2 第 1 項）。

なお、市町村立保育所については、その設置者が児童福祉法第 24 条の規定に基づき保育の実施を行う市町村であり、利用する子どもや利用料の決定を設置者が行うことが現に可能であることから、私立保育所とは異なり、上記の入所児童の選考に関する措置のみを特例として設けたものであること。

(3) 認定こども園である私立保育所に関する特例

入所申込手続き

認定こども園である私立保育所（以下「私立認定保育所」という。）の利用を希望する保護者は、申込書を入所を希望する私立認定保育所に提出するものとし、当該私立認定保育所はこれを当該保護者の居住地の市町村に速やかに送付しなければならないこと。この場合において、市町村は、当該申込書に係る児童が児童福祉法第 24 条第 1 項の「保育に欠ける子ども」に該当すると認めるときは、当該私立認定保育所に対し、その旨を通知するととも

に、当該申込書を送付しなければならないこと（法第 13 条第 2 項による児童福祉法第 24 条第 2 項の読替え）。

なお、このように申込書の提出先は市町村から私立認定保育所が変わるが、申込書への記載事項及び申込書の添付書類は、一般の保育所の場合と同様であること（児童福祉法施行規則第 24 条第 1 項及び第 3 項）。

申込書の様式等

現在、保育の実施の申込みに係る様式等の取扱いについては、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」（平成 9 年 9 月 25 日児発第 596 号厚生省児童家庭局長通知。以下「平成 9 年通知」という。）において示しているが、私立認定保育所における保育の実施の申込み等に係る様式等の取扱いは以下のとおりであること。

）保育の実施を希望する保護者は、「保育所入所申込書」（別紙様式 1）（以下「入所申込書」という。）に必要事項を記載した上で、私立認定保育所あてに当該入所申込書を提出すること。

）当該入所申込書の提出を受けた私立認定保育所は、当該保護者の居住地の市町村にこれを速やかに送付すること。

）市町村は、保育の実施基準の適正なる適用の観点から、入所申込書の記載事項及び添付書類に基づき、保育に欠けるという事実を確認すること。その際、こうした確認のために必要な書類の簡素化を図るなど、申込者にとって過度の負担とならないよう十分配慮すること。

） ）により保育に欠けるという事実を確認したときは、市町村は、入所申込書の市町村記載欄に所要の記載を行った上で、当該入所申込書を施設に送付すること。その際、市町村においては、当該入所申込書の写を保存しておくこと。

）私立認定保育所は、 ）による入所申込書の送付を受けた児童について、その入所を決定したときは、市町村欄に所要の記載が行われた入所申込書の写を保護者に送付するとともに、法第 13 条第 3 項の規定に基づき市町村に対する報告を行うこと。

）市町村は、 ）による報告を受けたときは、当該報告に係る児童の保護者について、一般の保育所の入所申込書の提出の有無を確認し、当該入所申込書が提出されているときは、当該保護者に対し当該入所申込書の取扱いについて意向の確認を行うこと。

当該確認を行った上で、当該報告に係る児童が当該私立認定保育所に入所することが確定したときは、 ）で作成した申込書の写等を基に保育児童台帳（平成 9 年通知の別表第 2 号様式に定める保育児童台帳をいう。以下同じ。）を作成すること。また、私立認定保育所に対して、保育児童台

帳の写を送付するか、又はこれに掲げられている児童の世帯の状況、保育の実施理由等を通知し、当該保育所が児童票等を作成する際の便宜に供すること。

）私立認定保育所は、法第 13 条第 2 項の規定により読み替えられた児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による選考の結果、当該私立認定保育所に入所できなかった児童についても、市町村に対し法第 13 条第 3 項の規定による報告を行うこと。

）市町村は、（ ）において保育に欠けるという事実を確認できないときは、当該私立認定保育所を経由して保護者に対し、「保育の実施不承諾通知書」（別紙様式 2）を交付し、保育の実施が認められない旨及びその理由等を通知すること。

）保育の実施期間の満了前に入所児童の保育の実施理由の消滅、転出、死亡等によって保育の実施を解除した場合、保護者及び私立認定保育所に対して「保育実施解除通知書（平成 9 年通知の別表第 5 号様式をいう。以下同じ。）」を交付すること。また、保育の実施の解除に対して事前に説明及び意見の聴取の手続きをとるなど、福祉の措置及び保育の実施の解除等に係る説明等に関する省令（平成 6 年厚生省令第 62 号）に十分留意すること。

）市町村は、毎年、入所児童の家庭の状況等について私立認定保育所を通じて事実の確認を行い、保育児童台帳の記載事項に変更があったときは、随時これを補正し、かつ、その旨を明確にしておくこと。特に、市町村の支弁額の適正な算定に際して必要となる保育料に係る世帯の階層区分の認定に必要な所得税等の課税状況については、私立認定保育所を経由して保護者から必要な書類を求めることなどにより把握に努めるとともに、税務関係機関と連携を図りつつ、誤りのないよう十分な事務処理体制で確認し、その迅速適正な処理に努めること。

入所児童の決定等

私立認定保育所の長は、市町村から「保育に欠ける子ども」に該当する旨の通知を受けた子どもについて、正当な理由がない限りその入所を拒んではないこと（法第 13 条第 2 項による児童福祉法第 46 条の 2 の読替え）。

私立認定保育所は、「保育に欠ける子ども」に該当する旨の通知を受けた子ども全てが入所することにより、当該保育所における適切な保育の実施が困難となる場合には、当該私立認定保育所に入所する子どもを公正な方法により選考することができること（法第 13 条第 2 項による児童福祉法第 24 条第 3 項の読替え）。

この選考については、母子家庭や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮しなければならないこと（法第 13 条第 8 項による母子及び

寡婦福祉法第 28 条及び児童虐待の防止等に関する法律第 13 条の 2 第 1 項の読替え)。また、市町村長を經由して、あらかじめ都道府県知事に届け出た方法により行うものとし、私立認定保育所は、この届け出た選考方法を記載した書類を備え付けるとともに、保護者からの求めに応じて、これを閲覧させなければならないこと(児童福祉法施行規則第 24 条の 2)。私立認定保育所については、こうした公正な方法による選考を、児童福祉施設最低基準第 36 条の 2 において義務付けることとしたこと。

なお、(2)の認定こども園である公立保育所に関する特例と同様に、法第 3 条第 1 項の認定を受けた私立保育所においては、市町村から「保育に欠ける子ども」に該当する旨の通知を受けた子どもと、「保育に欠けない子ども」が入所することにより、当該私立保育所における適切な保育の実施が困難となる場合には、上記の選考を行うことができること(法第 13 条第 2 項による児童福祉法第 24 条第 3 項の読替え)。

市町村が「保育に欠ける子ども」の保育所への入所の状況を的確に把握できるように、私立認定保育所は、市町村から「保育に欠ける子ども」に該当する旨の通知を受けた子どもの当該私立認定保育所への入所の可否について、その決定後速やかに市町村長に報告しなければならないこと。この報告を受けた市町村長は、当該私立認定保育所に入所できなかった子どもの保護者に対し、速やかに当該私立認定保育所以外の保育所における保育の実施の申込みを勧奨しなければならないこと(法第 13 条第 3 項及び児童福祉法施行規則第 24 条の 3)。

なお、この報告を行わない場合又は虚偽の報告を行った場合には、都道府県知事は認定こども園の認定を取り消すことができること(法第 10 条第 1 項第 5 号)。

保育料

私立認定保育所における保育の実施に係る利用料(以下「保育料」という。)は、市町村ではなく、私立認定保育所が定め、保護者から支払を受けるものであること(法第 13 条第 4 項)。

この保育料の額は、「保育の実施に要する費用を勘案し、かつ、保護者の家計に与える影響を考慮して児童の年齢等に応じて」定めなければならないこと(法第 13 条第 5 項)。

私立認定保育所の設置者は、この保育料の額を定めたとき及び変更したときは、市町村長に届け出なければならないこと(法第 13 条第 6 項)。この場合において、市町村長は、届け出られた保育料の額が法第 13 条第 5 項に規定する保育料の設定に関する基本的考え方に適合しないと認めるときは、その変更を命ずることができること(法第 13 条第 7 項)。

なお、この保育料に関する届出を行わない場合若しくは虚偽の届出を行っ

た場合、又は市町村長による保育料の変更命令に従わない場合には、都道府県知事は認定こども園の認定を取り消すことができること（法第10条第1項第5号）。

市町村の支弁

私立認定保育所に対する市町村の支弁は、私立認定保育所が保護者から保育料の支払を受けるため、保育の実施に要する費用から保育料に相当する額を控除した額となること（法第13条第2項による児童福祉法第51条第4号の読替え）。

この「保育料に相当する額」については、「私立認定保育所が実際に支払を受ける保育料の総額」を用いることを原則とするが、この額が、その私立認定保育所が一般の保育所であると仮定した場合に「市町村が徴収すると想定される保育料の額」を下回るときは、この「市町村が徴収すると想定される保育料の額」を用いるものであること（このため、私立認定保育所が低額な利用料を定めたとしても、市町村の支弁が自動的に増加することとはならない）（法第13条第2項による児童福祉法第51条第4号の読替え及び児童福祉法施行令第42条の2第1項）。

なお、この市町村の支弁に関する国庫負担及び都道府県負担については、一般の保育所の場合と同様の厚生労働大臣が定める基準により算定した保育の実施に要する費用の額から厚生労働大臣が定める基準により算定した保育料額を控除した額について行うこととしており、一般の保育所の場合と同等の負担が行われるものであること（児童福祉法施行令第42条の2第2項）。

官公署に対する資料提供の求め

私立認定保育所については、保育料の決定や徴収を市町村ではなく施設が行うが、市町村の支弁額を適正に算定するためには、市町村が保護者の収入の状況について把握する必要があることから、市町村長は、保育料額の算定に関し必要があると認めるときは、保護者の収入の状況について、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができること（法第13条第2項による児童福祉法第56条第8項の読替え）

(4) その他の留意事項

一般の保育所に関する入所決定時期の早期化

私立認定保育所の利用については、利用者と施設の直接契約によることとなるため、幼稚園と同様に4月からの入所児童の決定を前年秋頃に行うことが想定される。この場合、一般の保育所よりも入所児童の決定時期が早くなるが、こうした早期の入所決定は、育児休業からの職場復帰の見通しが立ちやすいという利点もあるため、今般の認定こども園制度の実施を契機に、一般の保育所についても、例えば前年秋から3月までの間に段階的に入所の決

定を行うなど、入所決定時期の早期化を図りたいこと。

認定こども園である保育所に関する市町村の情報提供

市町村は、児童福祉法第 24 条第 5 項の規定に基づき、認可保育所の運営状況等に関する情報提供を行っているが、認定こども園である保育所については、一般の保育所について行われている情報提供に加え、以下の事項について情報提供を行うものであること（児童福祉法施行規則第 25 条第 1 項）。

- ）当該保育所が認定こども園である旨
- ）「保育に欠ける子ども」及び「保育に欠けない子ども」の受入枠
- ）都道府県知事に届け出た入所児童の選考方法
- ）「保育に欠ける子ども」及び「保育に欠けない子ども」の利用料

6 児童福祉法及び私立学校振興助成法の特例

認定こども園制度については、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とする一方で、子どもに対する教育及び保育の質の確保の観点から、国の財政措置は幼稚園又は保育所の認可を受けた施設に対してのみ行うこととしているが、認定こども園の設置促進や円滑な運営を図る観点から、幼保連携型認定こども園について以下のような財政上の特例措置を講じるものであること。

保育所の施設整備費は、社会福祉法人等のみが助成対象とされているが、幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合には、当該学校法人立の保育所についても、市町村による施設整備費助成の対象とすること（法第 14 条による児童福祉法第 56 条の 2 第 1 項の読替え）。

幼稚園の施設整備費及び運営費は、いずれも原則として学校法人のみが助成対象とされ、学校法人以外の主体が助成を受けた場合には、私立学校振興助成法に基づき、学校法人化が義務付けられるが、幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人については、学校法人化措置義務の対象外とし、社会福祉法人のまま、当該幼稚園について助成を受け続けることができるものとする（法第 15 条）。

7 附則関係

(1) 施行期日

法は平成 18 年 10 月 1 日から施行するものであること（附則第 1 項）。

(2) 名称の使用制限に関する経過措置

法の施行の際現に認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、名称の使用制限に関する法第 9 条の規定は、法施行後 6 月間は適用しないこと（附則第 2 項）。

(3) 検討

政府は、法施行後 5 年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものであること（附則第 3 項）。

第 2 児童福祉法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令関係

1 児童福祉法施行令の一部改正

法第 13 条第 2 項の規定により読み替えられた児童福祉法第 51 条第 4 号の規定による私立認定保育所における保育の実施に係る市町村の支弁額の算定に際し、控除すべき保育料に相当する額の算定方法を規定する等の措置を講じるものであり、具体的な内容については第 1 の 5 (3) を参照されたいこと。

2 社会福祉法施行令の一部改正

認定こども園の設置促進や円滑な運営を図る観点から、幼保連携型の認定こども園については、幼稚園と保育所の合計定員が現在の認可基準である 60 人に達する場合、保育所の定員が 10 人以上であれば、保育所の認可を行うことを認める措置を講じることに関連して、幼保連携型認定こども園を構成する保育所を営営する事業については、社会福祉事業の対象者の最低人員の特例として、常時保護を受ける者が 10 人以上であれば社会福祉事業に位置付けること（社会福祉法施行令第 1 条第 3 号）。

第 3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則関係

認定こども園の認定に関する手続きの詳細、子育て支援事業の定義等について規定するものであり、具体的内容については第 1 の 2 及び 3 を参照されたいこと。

第 4 幼稚園設置基準の一部を改正する省令関係

1 保育所等との合同活動等に関する特例

幼保連携施設が、認定こども園として幼稚園児と保育所等児とで合同活動を実施し、幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園教諭が幼稚園児と保育所等児をともに教育・保育することができるよう、一学級の幼児数、置くべき専任の教諭の数、備えるべき園具及び教具について所要の読替を規定していること（幼稚園設置基準第 13 条）。

この合同活動の実施に当たり、幼稚園と保育所等の保育室を共用する場合にお

ける幼稚園設置基準の適用については、幼稚園と保育所等の共用面積を幼稚園の面積として計算することができること（幼稚園設置基準附則第3項）。

2 既存の保育所又は幼稚園に関する特例

既存の保育所又は幼稚園が円滑に幼保連携型認定こども園に移行できるよう、適正な運営に実績を有する既存の保育所又は幼稚園が、その認定要件を満たすべく幼保連携施設となる場合について、次の特例を定めること。

(1) 各学級に置かなければならない専任の教諭の数に、保育士の資格を有する助教諭の数（既存の保育所又は幼稚園と幼保連携施設を構成する幼稚園又は保育所の設置又は移転の後に採用されたものを除く。）を含むものとする（幼稚園設置基準附則第4項及び第6項）。ここでいう採用とは、幼保連携施設を構成する幼稚園と保育所の設置者が異なる場合においては、これらの設置者のどちらにとっても新規採用となる場合を指すものであること。

こうした助教諭に係る臨時免許状の授与、すなわち既存の保育所に雇用されている保育士に対して臨時免許状を授与するにあたっては、以下の点に留意されたいこと。

ア 各施設における資格保有者の状況、学級数の状況、臨時免許状申請者の意欲、適性及び能力等に照らして、必要最低限の範囲で適切な者に授与を行うこと。

イ 臨時免許状の再授与が際限なく繰り返されることのないよう、臨時免許状申請者のそれまでの資格併有に向けた取組実績に関する事項を授与の要件とする等の取組みを行われたいこと。

(2) 園舎が耐火建築物であり、かつ、児童福祉施設最低基準第32条第8号口からチまでに規定する要件に該当する場合には、保育室、遊戯室及び便所の施設を二階以上の階に置くことができること（幼稚園設置基準附則第4項及び第6項）。

(3) 当該幼保連携施設において保育する満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、当該子ども1人につき1.98㎡以上である場合には、園舎の面積に関する幼稚園設置基準の規定を適用しないことができること（幼稚園設置基準附則第5項及び第6項）。

また、当該施設において保育する満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場及び運動場の面積が、当該子ども1人につき3.3㎡以上である場合には、運動場の面積に関する幼稚園設置基準の規定を適用しないことができること（幼稚園設置基準附則第5項及び第6項）。

1 児童福祉法施行規則の一部改正関係

私立認定保育所の利用手続きについて直接契約を導入することに伴う所要の改正を行うものであり、具体的な改正内容については第1の5を参照されたいこと。

2 児童福祉施設最低基準の一部改正関係

(1) 認定こども園である保育所の設備の基準の特例

認定こども園である幼保連携施設を構成する保育所であって、以下の要件を満たすものは、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該幼保連携施設外で調理し搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする（児童福祉施設最低基準第32条の2）。

当該保育所が業務上必要な注意を果たし得る体制が確保されること。

栄養士による必要な配慮が行われること。

衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する受託業者であること。

年齢、発達段階や健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮など、食事の内容、回数及び時機に適切に対応できること。

食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(2) 認定こども園である保育所の職員配置の特例

認定こども園である保育所における保育士の配置について、以下のとおりとすること（児童福祉施設最低基準第33条）。

満3歳以上満4歳に満たない幼児

幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上

満4歳以上の幼児

短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上

(3) 保育内容

保育所における保育の内容については、現在、「保育所保育指針について」（平成11年10月29日児発第799号厚生省児童家庭局長通知）に定められているが、厚生労働大臣が定める告示によるものとする。なお、告示を定める時期としては、保育所保育指針の次期改訂時を予定していること（児童福祉施設最低基準第35条）。

(4) 公正な選考

私立認定保育所における法第 13 条第 2 項の規定に読み替えられた児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による入所児童の選考は、公正な方法により行わなければならないこと（児童福祉施設最低基準第 36 条の 2）。

(5) 利用料

保育所がその提供する付加的なサービス（利用者の選定により提供されるものを除く。）に関して利用者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならないこと（児童福祉施設最低基準第 36 条の 3）。

(6) 既存の幼稚園又は保育所に関する特例

既存の幼稚園又は保育所が円滑に幼保連携型認定こども園に移行できるよう、適正な運営に実績を有する既存の幼稚園又は保育所が、その認定要件を満たすべく幼保連携施設となる場合について、次の特例を定めること。

幼保連携施設の園舎の面積（満 3 歳に満たない乳児又は幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く。）が幼稚園設置基準に定める園舎に関する面積以上であるときは、児童福祉施設最低基準の保育室又は遊戯室の面積に関する基準を適用しないことができること（児童福祉施設最低基準第 94 条第 1 項）。

幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、幼稚園設置基準に定める運動場に関する面積と満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児について児童福祉施設最低基準の屋外遊戯場の面積に関する基準により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、児童福祉施設最低基準の屋外遊戯場の面積に関する基準を適用しないことができること（児童福祉施設最低基準第 94 条第 2 項）。

満 3 歳以上の幼児について児童福祉施設最低基準第 33 条第 2 項に規定する数の保育士の確保が困難であるものに対する同項の規定の適用について、幼稚園の教員免許状を有する当該幼保連携施設の職員であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して都道府県知事が適当であると承認したものは、保育士とみなすこと。この場合における都道府県知事の承認の有効期間は、承認日から 3 年とするが、当分の間、相当期間にわたり保育士の確保が困難である場合に限り、その有効期間を 6 年とすることができること（児童福祉施設最低基準第 94 条第 3 項から第 5 項まで）。

この承認に際しては、以下の点に留意されたいこと。

ア 各施設における資格保有者の状況等に照らして、必要最低限の範囲で適切な者に承認を行うこと。

イ 再承認が際限なく繰り返されることのないよう、保育士とみなされる者のそれまでの資格併有に向けた取組実績に関する事項を承認の要件とする等の取組みを行われたいこと。

3 社会福祉法施行規則の一部改正関係

私立認定保育所の利用手続きについて直接契約を導入することに伴い、私立認定保育所を社会福祉法第 77 条第 1 項の規定による書面交付義務の対象施設とするものであること。

第 6 関係通知の一部改正

以下に掲げる通知について別添の新旧対照表のとおり改正するものであること。

「保育所の設置認可等について」（平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号厚生省児童家庭局長通知）

第 7 その他

第 6 の関係通知の一部改正により、幼保連携型の認定こども園の場合には、幼稚園と保育所の定員の合計数が 60 人以上となる場合は、保育所の定員が 10 人でも保育所の認可を行うことを認めることに伴い、各都道府県の幼稚園担当部局においては、以下の点について適切に措置を講じられたいこと。

- 1 保育所を設置している社会福祉法人については、「保育所の設置認可に係る規制緩和に伴う保育所を設置する社会福祉法人による幼稚園の設置について」（平成 12 年 3 月 31 日文初幼第 523 号）において、保育所を設置する社会福祉法人から私立の幼稚園の設置認可に関する申請があった場合には適切に御配慮いただくようお願いしており、私立幼稚園の認可審査基準において、保育所を設置している社会福祉法人を幼稚園の設置者に加えるといった改正等を行っていただいているところであるが、現時点でこうした改正等を行っていない都道府県におかれても、社会福祉法人が、保育所と幼稚園を一体的に設置して認定こども園の認定を受けようとする場合には、私立幼稚園の設置主体として認められるよう、適切な御配慮をお願いしたいこと。
- 2 法においては、私立学校振興助成法の特例により、認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人が、当該幼稚園について補助金の交付を受ける場合には、同法附則第 2 条第 5 項による学校法人化措置義務の適用対象外とされ、社会福祉法人のまま助成を受け続けることができることとしているが、各都道府県の私学助成の補助要綱において、こうした社会福祉法人の取扱いについて、所要の規定が整備されるようお願いしたいこと。

3 幼保連携型認定こども園については保育所の定員が10人でも保育所の認可を行うことが認められることとの均衡の確保等の観点から、幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所の合計定員が現在の幼稚園認可基準に達する場合には、幼稚園の定員が10人程度の少人数であっても幼稚園の認可を行うことが認められるようお願いしたいこと。

なお、この場合、保育所には満3歳に満たない子どもがいることから、こうした条件の検討に際しては、幼稚園と保育所の定員の合計数にはこうした低年齢児を含むこととし、また学級数ではなく定員で比較することが適当であること。